

平成 25 年度

公共事業事後評価における第三者評価
の試行に関する意見について

平成 25 年 12 月

長野県公共事業評価監視委員会

目 次

1. 個別箇所評価について	…1
(1)対象箇所	…1
(2)個別箇所の検証内容	…1
(3)個別箇所評価に関する委員会としての意見	…2
①街路事業 丹波島村山線(若里) (長野市)	…2
②県営畑地帯総合土地改良事業 御所平埋原地区 (川上村)	…2
③山地治山事業 西峰 (阿南町)	…2
	(審議順)
2. 実施案について	…3
(1)試行実施による検証内容	…3
(2)実施案に関する委員会としての意見	…3
3. まとめ	…4

平成 25 年度 公共事業事後評価における

第三者評価の試行に関する意見について

県では、事業完了後の事業効果や環境への影響等の確認を行い、今後の事業の計画策定・調査のあり方、及び評価実施箇所の必要な改善措置の検討に活用するため、平成 15 年度から事後評価を実施しているところであるが、より一層の客観性を高めるために、事後評価についても第三者評価を導入したいという考えにより、県から長野県公共事業評価監視委員会（以下、「本委員会」という）に公共事業事後評価における第三者評価の試行実施の依頼があった。

本年度は県からの依頼に基づき、具体的に 3 件を選定して評価検証を実施するとともに、県が想定している第三者評価の実施案の検証を行った。

審議した結果は、次のとおりである。

1. 個別箇所評価について

(1) 対象箇所

事業選定にあたっては、本年度、県が事後評価を実施した 9 件から、代表的な事業種の道路関係、農業関係、防災関係の各分野から以下の 3 件を選定した。

事業名	箇所名 (市町村名)	事業目的	総事業費 (千円)	主な事業内容	工 期
①街路	丹波島村山線 (若里) (長野市)	市街地の渋滞解消と安全な交通を確保するため、都市計画道路の整備を行う。	4,179,600	道路築造工 L=491m W=13.0(30.0)m	H10～H22
②県営畑地帯 総合土地改良	御所平埋原地区 (川上村)	農業生産性の向上と経営の安定をはかるため、畑地かんがい施設等の整備を行う。	1,617,000	かんがい施設 A=243ha	H10～H19
③山地治山	西峰 (阿南町)	荒廃溪流の不安定土砂固定及び山腹の拡大崩壊防止のため、治山施設の整備を行う。	102,110	谷止工 3 個 山腹工 0.34ha 森林整備 4.0ha	H17～H19

(2) 個別箇所の検証内容

個別箇所評価の評価方法等について審議を行った。

(3)個別箇所評価に関する本委員会としての意見

①街路事業:丹波島村山線(若里)(長野市)

【評価方法・評価基準に対する意見】

- 道路の整備効果は、ネットワーク全体として評価すべきであるが、道路ネットワークが完成するまでには長い期間を要することから、漸次整備が進められている。このため、個別事業の事後評価においては、周辺道路を含め、交通の状況や土地利用の変化などを把握することが必要である。
- 整備区間に視点を絞った評価をする際にも、交通の状況を把握する調査を工夫する必要がある。
- 交通ネットワークを多面的な視点から捉えるため、アンケート調査を実施する対象の選定に工夫が必要である。

②県営畑地帯総合土地改良事業:御所平埋原地区(川上村)

【評価方法・評価基準に対する意見】

- 農業生産性が向上した要因は、当該事業を実施したことのみならず、農業者、関係者等の努力もあることを説明に加える必要がある。
- 農村の活性化等を「事業の主たる目的以外で地域社会への貢献」として評価する必要がある。
- 川上村周辺に生育する希少な野生植物にも配慮しながら農業生産基盤整備を行っていく必要がある。

③山地治山事業:西峰(阿南町)

【評価方法・評価基準に対する意見】

- 県民の防災意識向上や防災関連公共事業への理解を深めていくため、地域に入りこんだ学習の場を開催していく必要がある。また、事後評価のアンケートを事業への理解を深めてもらう機会として利用する検討も必要である。
- 間伐材など現地発生材の利用を積極的に推進していく必要がある。

2. 実施案について

(1) 試行実施による検証内容

試行実施により審議した検証内容は、次のとおりである。

	実施案	試行による検証内容
評価	○県が実施した事後評価に対する意見 ・評価の観点、評価項目の評価基準等	○意見聴取内容は妥当か
対象箇所	○県が選定した評価対象箇所から 審議対象箇所を本委員会で抽出 ・事業種類ごとに事業費の大きい箇所 ・過去の実施実績	○選定方法は妥当か

(2) 実施案に関する本委員会としての意見

① 現行の評価方法について

- 事業目的の達成状況については、評価対象の個別事業の完了をもってのみでは確認できないものや、目的達成時期が予測できないもの等があることから、事後評価においては、そのすべてを検証することは困難と考えられる。このため、現行の事後評価では、事業効果の発現状況や地域住民へのアンケート結果などを根拠として評価を行っているものであるが、事業効果については既存のデータ等に基づき、可能な限り定量的な分析を行い客観的な評価に努めるべきである。また、個別事業の根拠となる上位計画や整備計画がある場合には、その計画における位置づけを確認する必要がある。
- 事後評価においてアンケートを実施し、住民の意見を聞くこととしている長野県の取組みは評価できるが、アンケート対象の選定や回収率の向上に向けた工夫が必要である。

② 対象箇所について

- 対象箇所の選定については、事業種類ごとに事業費が大きい箇所、過去の実施実績を考慮して県が選定しているが、事業効果や環境への影響等が大きい箇所や今後の事業の計画策定・調査のあり方、及び評価実施箇所の必要な改善措置の検討に活用できるなどの観点も加え、かつ事業種類に偏りがないように選定すべきであると考えられる。また、事業完了箇所は毎年多数あることから、事後評価を実施する箇所については、県が抽出することが適当である。
- 本委員会において審議する箇所は、県が事後評価を実施する箇所の中から本委員会が抽出する仕組みを検討する必要がある。

③ 評価実施時期について

- 評価実施時期については、原則事業完了後 5 年にこだわらずに、長期、短期柔軟に実施すべきとの意見があった。事業効果が確認できる時期は事業の種類によりそれぞれ異なるものでもあるが、事後評価では今後の事業の計画策定、調査のあり方や評価手法の見直しや、評価実施箇所の必要な改善措置の検討も行うことから、完了年度から 5 年経過時点を原則とし、事業内容に応じて、3 年経過時点、1 年経過時点で行うことが適当である。

3. まとめ

本年度初めて試行した公共事業の事後評価における第三者評価の試行に関する意見は上記のとおりである。

今回の事後評価の試行により、新規採択時の新規評価、長期継続時の再評価、事業完了時の事後評価といった一連の公共事業評価のサイクルを実現する客観性をもった制度的枠組みが整備された。この制度を活用し、公共事業のより一層の効率化、重点化を図るため、事後評価の結果を新規事業の計画策定・調査に十分反映されることを期待する。

試行の内容に関する意見のほかに、自然環境に一層の配慮をした事業実施を求める意見や、県民に対する事業の PR の必要性などの意見も出された。これらの意見についても、今後の公共事業の評価や事業実施に十分活用されることを期待する。

また、試行審議の結果を反映して、事後評価で用いる様式を別添のとおり提案する。

【事後評価シート】

事業名		〇〇〇〇〇〇事業 〇〇市 〇〇〇〇			
当初計画内容		当初事業費		当初工期	
最終事業実績		最終事業費		最終工期	
事業経緯		費用対効果		経過年数	
当初の目的における 事業効果の 発現状況					
期 間	(記入例) ・主な変更理由と分析				
予 算	(記入例) ・主な変更理由と分析				

施設の維持管理状況					
地域住民等の評価					
事業の主たる目的 以外で地域社会 への貢献状況	(記入例) ・地場産業の再生、維持管理への参加				
新規事業への 活用と課題	(記入の視点) ・反省を踏まえた改善点 ・プロセス上の評価 ・技術的な評価 ・予算規模上の評価 ・新規事業採択時における改善提案 など				